

**さいたま市告示第924号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から変更等の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
コスモ薬局 明花	埼玉県さいたま市南区大谷口5656-1	居宅療養管理指導	令和8年4月30日
コスモ薬局 明花	埼玉県さいたま市南区大谷口5656-1	介護予防居宅療養管理指導	令和8年4月30日
アースサポート北浦和	さいたま市中央区新中里1丁目3-3	介護予防通所介護	令和8年4月30日
アースサポート北浦和	さいたま市中央区新中里1丁目3-3	地域密着型通所介護	令和8年4月30日